
プロジェクト リース

項目 第 529 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借地権の設定に係る権利金等に関する取扱い

2. 残存価額の設定により借地権の設定に係る権利金等を合理的に期間配分できる場合もあると考えるため、事務局提案に同意する。また、文案に関して、借地権の設定等に係る権利等の性格が整理され一定の処理を認めることの背景や理由が適切に記載されていると考える。

単体財務諸表への適用

3. 事務局分析のとおり個別財務諸表に対する特別の措置を設けることは難しいと考えられるものの、公開草案に寄せられた懸念（例えばリースの識別、借手のリース期間、税法、会社法上の大会社）に対して議論した結果について会計基準の結論の背景に追加して記載してはどうかと考える。

適用時期

4. 強制適用までの時期をむやみに長くすることは避けるべきと考える。一方、システムエンジニアが不足しており、会計システムの改修は相当の時間を要するのではないかとの不安はある。また、特に自社でシステムの改修を行っている場合、システム要員の確保が難しいことや想定以上の改修時間がかかることが経験的に予想されることに懸念がある。
5. 税法の取扱いが決まらなると会計システムの対応を進めるのは難しいのではないかと考える。
6. 我が国における実務が国際的な実務と異なる期間を考慮すると、事務局提案は妥当と考える。我が国においては、2027 年までリース会計基準以外の大型の会計基準の改正等は予定されておらず、例えばサステナビリティ開示の対応などの他の対応事項が増えるな

ど、適用時期を遅らせる方が却って実務が集中して負担が増加する可能性がある。また、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理の当面の取扱い」により在外子会社等は既に対応済であることや、公開草案からの実務負担への配慮の追加、借手のリース期間の考え方の明確化、IFRS第16号の取扱いも追加で認める等の対応を行っていることから事務局提案は妥当と考える。

7. 事務局提案は準備期間が公開草案公表時の最短の想定よりは1年後ろ倒しとなり、2年よりも長い期間を確保できる点からは理解できるものの、会計システムの対応や税制対応により追加の負担が生じる可能性があるため、事務局提案で進める場合もモニタリングが必要と考える。また、監査人に蓄積されている適用上の知見が効率的な適用の準備や実務の負担軽減に活かされることを期待したい。

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正文案の方向性

8. 事務局提案の案②に同意するものの、本会計基準案等適用時において、リースの市場条件が有利又は不利な場合の遡及適用の免除の定めを設ける必要がないか確認したい。

改正「収益認識に関する会計基準」の文案

9. 修正案第104-2項に関して、製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行う場合の知的財産のライセンスの供与について本会計基準案等を適用することができることを記載する必要があると考える。

以上